

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

広島県人事委員会

委員長 舟 木 孝 和

広島県人事委員会規則第四十号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
3 2 一 イ 勤務成績が特に優秀な職員	（勤勉手当） 第 二十七 条 （略） （略）	（勤勉手当） 第 二十七 条 （略） （略）
二 イ 勤務成績が特に優秀な職員	百分の百 二十五・二十五以上百分の三百十八・七五 以下（特定幹部職員（給与条例第十八条 第二項第一号イに規定する特定幹部職員 をいう。以下同じ。）にあつては、百分 の百五十一・二十五以上百分の三百七十八 ・七五以下）	百分の百 二十五・二十五以上百分の三百十八・七五 以下（特定幹部職員（給与条例第十八条 第二項第一号イに規定する特定幹部職員 をいう。以下同じ。）にあつては、百分 の百五十一・二十五以上百分の三百七十八 ・七五以下）
ハ 勤務成績が優秀な職員	百分の百十三 ・七五以上百分の百二十五・二十五未満（ 特定幹部職員にあつては、百分の百三十一 ・七五以上百分の百五十一・二十五未満 六・七五以上百分の百五十一・二十五未満）	百分の百十三 ・七五以上百分の百二十五・二十五未満（ 特定幹部職員にあつては、百分の百三十一 ・七五以上百分の百五十一・二十五未満）
二 イ 勤務成績が良好でない職員	百分の五十一 ・二五超（特定幹部職員にあつては、百分 百十九・二五）	百分の五十一 ・二五超（特定幹部職員にあつては、百分 百十九・二五）
二 イ 勤務成績が良好でない職員	百分の五十一 ・二五未満（特定幹部職員にあつては、百分 百分の百十九・二五未満）	百分の五十一 ・二五未満（特定幹部職員にあつては、百分 百分の百十九・二五未満）
二 イ 勤務成績が優秀な職員	百分の五十 超	百分の五十 超
二 イ 勤務成績が良好でない職員	百分の五十 ・一未満（特定幹部職員にあつては、百分 百分の百十八未満）	百分の五十 ・一未満（特定幹部職員にあつては、百分 百分の百十八未満）
ハ 勤務成績が優秀な職員	百分の五 十未満（特定幹部職員にあつては、百分 の六十未満）	百分の五 十未満（特定幹部職員にあつては、百分 の六十未満）
ハ 勤務成績が良好でない職員	百分の五 十一・二五未満（特定幹部職員にあつて は、百分の六十一・二五未満）	百分の五 十一・二五未満（特定幹部職員にあつて は、百分の六十一・二五未満）
三 イ 勤務成績が優秀な職員	百分の八十八 ・七五以上百分の二百六十六・二五以下	百分の八十八 ・七五以上百分の二百六十六・二五以下
三 イ 勤務成績が優秀な職員	百分の八十七 ・五以上百分の二百六十二・五以下	百分の八十七 ・五以上百分の二百六十二・五以下

ロ ・七五	勤務成績が良好な職員	百分の七十八
ハ ・二五以下	勤務成績が良好でない職員	百分の七
4 10 (略)		

ロ ・五	勤務成績が良好な職員	百分の七十七
ハ ・一以下	勤務成績が良好でない職員	百分の七
4 10 (略)		

（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略) (勤勉手当の成績率に関する特例)	1 (略) (勤勉手当の成績率に関する特例)
イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百 二十五・二五	イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百 二十四
ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百十三 ・七五	ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百十二 ・五
ハ 勤務成績が良好な職員 百分の百六・ 二五	ハ 勤務成績が良好な職員 百分の百五
二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五 十一・二五	二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の五 十
3 (派遣職員等の成績率に関する特例)	3 (派遣職員等の成績率に関する特例)
長期にわたる派遣その他の事由により、前項第一号の規定によることが適当でないと人事委員会が認める職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の百六・二五以上百分の百十三・七五未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合とする。	長期にわたる派遣その他の事由により、前項第一号の規定によることが適当でないと人事委員会が認める職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の百五以上百分の百十二・五未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合とする。

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第三条 職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一第一号から第三号までの調整数の欄中「一」を「〇・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は令和九年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定及び第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(令和九年十二月三十一日までの間における別表第一の調整数に関する経過措置)

第二条 令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間における第三条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則別表第一第一号から第三号に規定する調整数は、「〇・七五」とする。

(給料の特例)

第三条 令和七年四月一日からこの規則の公布の日の前日までの間において初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第十号）附則第十一条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第二項若しくは第三項又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号）附則第三条第二項若しくは第三項の規定による給料については、同規則附則第十一号又は第十二条の規定にかかるわらず、人事委員会の定めるところによる。